

○豊見城市個人情報の保護に関する法律等施行規則

令和5年1月18日規則第2号

豊見城市個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び豊見城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊見城市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）の集合物とする。

(開示請求の手続)

第4条 条例第3条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）とする。

3 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（開示請求）（様式第3号）によるものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第5条 法第82条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）とする。

2 法第82条第2項に規定する書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）とする。

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書)

第6条 法第83条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）とする。

(保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書)

第7条 法第84条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）とする。

（開示請求事案移送の手續）

第8条 実施機関は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（様式第8号）を交付するものとする。

2 法第85条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第9号）とする。

（第三者保護に関する手續）

第9条 法第86条第1項又は第2項の規定により通知するときは、開示に対する意見照会書（様式第10号）により行うものとする。

2 法第86条第1項又は第2項に規定する意見書は、開示に対する意見書（様式第11号）とする。

3 法第86条第3項に規定する書面は、開示決定についての通知書（様式第12号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第10条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法（実施機関がその保有する専用機器により行うことができるものに限る。）とする。

（1）当該電磁的記録を日本産業規格A列3番又は4番の用紙に出力したものの閲覧

（2）当該電磁的記録を専用機器（開示を受けるものの閲覧又は視聴の用に供することができるものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

（3）当該電磁的記録を日本産業規格A列3番又は4番の用紙に出力したものの交付

（4）当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付

（開示の実施方法等の申出）

第11条 法第87条第3項の規定により申し出るときは、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第13号）により行うものとする。

（手数料等の納付）

第12条 条例第5条第2項及び第4項に規定する規則で定める方法は、納入通知書による現金払又は口座振替とする。

2 条例第5条第4項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

3 条例第5条第2項の手数料（以下「手数料」という。）及び前項の費用は、写しの交付を受ける前に納付するものとする。

（手数料の減免）

第13条 市長は、保有個人情報の開示を受ける者が経済的困難により手数料を納

付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2千円を限度として、手数料を減免することができる。

- 2 前項の規定による手数料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、開示請求書を提出する際に、併せて手数料の減免申請書（様式第14号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 申請者は、自身が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、そのほかの事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を申請書に添付しなければならない。
- 4 市長は、申請書の提出を受けた場合において、手数料を減免するときは手数料の減免決定通知書（様式第15号）により、減免しないときは手数料の減免をしない旨の決定通知書（様式第16号）により、申請者に通知するものとする。
（訂正請求の手續）

第14条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 訂正請求の年月日
 - (2) 訂正請求者の連絡先
 - (3) 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別
- 2 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第17号）とする。
 - 3 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。
 - 4 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（訂正請求）（様式第18号）によるものとする。
（保有個人情報訂正決定通知書等）

第15条 法第93条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第19号）とする。

- 2 法第93条第2項に規定する書面は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第20号）とする。
（保有個人情報訂正決定等期限延長通知書）

第16条 法第94条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第21号）とする。

（保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書）

第17条 法第95条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第22号）とする。

（訂正請求事案移送の手續）

第18条 実施機関は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第

23号)を交付するものとする。

2 法第96条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第24号)とする。

(保有個人情報の訂正決定に関する通知書)

第19条 法第97条に規定する書面は、保有個人情報の訂正決定に関する通知書(様式第25号)とする。

(利用停止請求の手続)

第20条 条例第7条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求の年月日

(2) 利用停止請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第26号)とする。

3 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

4 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(利用停止請求)(様式第27号)によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第21条 法第101条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第28号)とする。

2 法第101条第2項に規定する書面は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第29号)とする。

(保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書)

第22条 法第102条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第30号)とする。

(保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書)

第23条 法第103条に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第31号)とする。

(諮問をした旨の通知)

第24条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知するとき、審査会諮問通知書(様式第32号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第25条 条例第9条の規定による運用状況の公表は、毎年5月末日までに、前年度の開示請求件数、開示件数、不開示件数その他必要な事項について行うものとする。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。
様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

様式第3号（第4条関係）

委任状（開示請求）

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法等を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- （1） 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- （2） 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カード不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第4号（第5条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報開示決定通知書 様 (実施機関)	
<p>年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
開示する保有個人情報 (全部開示・一部開示)	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	<p>(1) 開示の実施の方法等</p> <p>(2) 開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：</p> <p>(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）</p>
担 当 課 等	担当課名 連絡先
<p>教示</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第88号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。</p>	

- (注) 1 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください（開示請求書に記載した求める開示の実施方法により開示を実施することができる場合等は、申出の必要はありません。）。
- 2 開示の実施の方法は、「(1) 開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。
- 3 窓口における開示の実施を選択される場合は、「(2) 開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から選択してください。記載された日時で都合が悪い場合には、「担当課等」に記載した連絡先まで連絡ください。

様式第5号（第5条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報不開示決定通知書	
様	
(実施機関)	
年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。	
記	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
不開示とした理由	
担 当 課 等	担当課名 連絡先
<p>教示</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成28年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。</p>	

様式第 6 号（第 6 条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報開示決定等期限延長通知書 様 (実施機関)	
年 月 日付けで開示請求のありました事案については、豊見城市個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第 83 条第 2 項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。	
記	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課等	担当課名 連絡先

様式第7号（第7条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書 様 （実施機関）	
年 月 日付けで開示請求のありました事案については、豊見城市個人情報の保護に関する法律施行条例第4条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。	
記	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
担 当 課 等	担当課名 連絡先

様式第 8 号（第 8 条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報開示請求事案移送書 （他の行政機関の長等） 殿 （実施機関） 年 月 日付けで開示請求のあった事案について、個人情報の保護に関する法律第 85 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。 記	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者の氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添 付 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備 考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）
担 当 課 等	担当課名 連絡先

様式第9号（第8条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報開示請求事案移送通知書 様 （実施機関） 年 月 日付けで開示請求のあった事案については、個人情報の保護に関する法律第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。 なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。	
記	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
担当課等	担当課名 連絡先

様式第10号（第9条関係）

第 号 年 月 日	
開示に対する意見照会書 様 (実施機関)	
<p>（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項又は第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「開示に対する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。</p>	
記	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
法第86条第2項に該当する場合は、適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 （適用理由）
意見書の提出先	郵便番号 所在地 担当課名
意見書の提出期限	年 月 日 ※ 開示請求に係る保有個人情報の開示決定等は、 年 月 日までにしなければなりません。
担 当 課 等	担当課名 連絡先

様式第11号（第9条関係）

年 月 日	
開示に対する意見書	
(実施機関) 殿	
郵便番号	
住 所	
(ふりがな)	
氏 名	
電話番号	
〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。	
記	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
備 考	

(注) □のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

様式第12号（第9条関係）

第 号 年 月 日	
開示決定についての通知書	
様	
(実施機関)	
(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「開示に対する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第88条第3項の規定により通知します。	
記	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課 等	担当課名 連絡先
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成28年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。	

様式第13号（第11条関係）

年 月 日	
保有個人情報の開示の実施方法等申出書	
(実施機関) 殿	
申請者 郵便番号 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号	
個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。	
記	
保有個人情報開示決定通知書の番号等	年 月 日 第 号
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
求める開示の実施方法	
開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後
「写しの送付」の希望の有無	有・無
担 当 課 等	担当課名 連絡先

(注) 開示請求書に記載した求める開示の実施方法により開示を実施することができる場合等は、申出の必要はありません。

様式第14号（第13条関係）

年 月 日	
手数料の減免申請書	
豊見城市長 殿	
申請者 郵便番号 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号	
豊見城市個人情報の保護に関する法律等施行規則第13条第2項の規定により、下記のとおり手数料の減免を申請します。	
記	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
減免を求める額	
減免を求める理由	<input type="checkbox"/> 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けているため。 <input type="checkbox"/> その他 ()

(注) □のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

(1) 「生活保護法～」にレ印を記入したときは、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

(2) 「その他」にレ印を記入したときは、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

様式第15号（第13条関係）

第 号 年 月 日	
手数料の減免決定通知書	
様	
豊見城市長	
<p>年 月 日付けで申請のありました手数料の減免申請について、下記のとおり減免することとしましたので、豊見城市個人情報の保護に関する法律等施行規則第13条第4項の規定により通知します。</p>	
記	
開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
減 免 す る 額	
備 考	

様式第16号（第13条関係）

第 号 年 月 日	
手数料の減免をしない旨の決定通知書	
様	
豊見城市長	
年 月 日付で申請のありました手数料の減免申請について、下記の理由により減免しないこととしましたので、豊見城市個人情報の保護に関する法律等施行規則第13条第4項の規定により通知します。	
記	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
減免を求めた額	
減免が認められない理由	
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成28年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。	

様式第17号（第14条関係）

年 月 日	
保有個人情報訂正請求書	
(実施機関) 殿	
請求者 郵便番号 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号	
個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。	
記	
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
保有個人情報開示決定通知書の番号等	年 月 日 第 号
開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
※本人確認等欄	
訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
以下は、法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。	
本人の状況等	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
請求資格確認書類	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) □のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

様式第18号（第14条関係）

委任状（訂正請求）

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- （1） 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（訂正請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- （2） 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カード不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第19号（第15条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報訂正決定通知書 様 (実施機関)	
年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することに決定しましたので通知します。	
記	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担 当 課 等	担当課名 連絡先
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。	

様式第20号（第15条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	
様	
(実施機関)	
年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、下記のとおり訂正しないことに決定しましたので通知します。	
記	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
担 当 課 等	担当課名 連絡先
<p>教示</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。</p>	

様式第21号（第16条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	
様	
(実施機関)	
<p>年 月 日付けで訂正請求のありました事案については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p>	
記	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課等	担当課名 連絡先

様式第22号（第17条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	
様	
(実施機関)	
<p>年 月 日付けで訂正請求のありました事案については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p>	
記	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当 課 等	担当課名 連絡先

様式第23号（第18条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報訂正請求事案移送書 （他の行政機関の長等） 殿 （実施機関） 年 月 日付で訂正請求のあった事案について、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。 記	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添 付 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備 考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）
担 当 課 等	担当課名 連絡先

様式第24号（第18条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報訂正請求事案移送通知書 様 （実施機関） 年 月 日付けで訂正請求のあった事案については、個人情報の保護に関する法律第96条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。 なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。	
記	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
担当課等	担当課名 連絡先

様式第25号（第19条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報の訂正決定に関する通知書 （他の行政機関の長等） 殿 （実施機関） （他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。	
記	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
担 当 課 等	担当課名 連絡先

様式第26号（第20条関係）

年 月 日	
保有個人情報利用停止請求書	
(実施機関) 殿	
請求者 郵便番号 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号	
個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。	
記	
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
保有個人情報開示決定通知書の番号等	年 月 日 第 号
開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
※本人確認等欄	
利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
以下は、法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。	
本人の状況等	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
請求資格確認書類	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) のある欄は、該当する内にレ印を記入してください。

様式第27号（第20条関係）

委任状（利用停止請求）

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- （1） 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- （2） 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カード不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第28号（第21条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報利用停止決定通知書 様 (実施機関)	
年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。	
記	
利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
担 当 課 等	担当課名 連絡先

様式第29号（第21条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書 様 (実施機関)	
年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、下記のとおり利用停止しないことに決定しましたので通知します。	
記	
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
担 当 課 等	担当課名 連絡先
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成28年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。	
2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	
3 第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。	

様式第30号（第22条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	
様	
(実施機関)	
<p>年 月 日付けで利用停止請求のありました事案については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p>	
記	
利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課等	担当課名 連絡先

様式第31号（第23条関係）

第 号 年 月 日	
保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書 様 (実施機関)	
年 月 日付けで利用停止請求のありました事案については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。	
記	
利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
法第103条の規定（利 用停止決定等の期限 の特例）を適用する 理由	
利用停止決定等をす る期限	年 月 日
担 当 課 等	担当課名 連絡先

様式第32号（第24条関係）

第 号 年 月 日	
<p>審査会諮問通知書</p> <p>様</p> <p>(実施機関)</p>	
<p>年 月 日付けで申立てのありました審査請求については、下記のとおり豊見城市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）	
審 査 請 求 日	年 月 日
審 査 請 求 の 趣 旨	
諮 問 日 ・ 諮 問 番 号	年 月 日 ・ 諮 問 号
担 当 課 等	担当課名 連絡先

- (注) 1 「審査請求に係る開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等をした者、開示決定等の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。
- 2 「諮問日・諮問番号」の欄は、豊見城市情報公開及び個人情報保護審査会が付す番号を記載する。